

レクサスカードの会員規約・規定の改定について

2021年4月1日

(2021年4月13日 一部誤植訂正)

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年4月1日(木)に掲載いたしました「海外ショッピングご利用時の事務手数料の改定について」、「ショッピング「リボルビング払い」および「回数指定分割払い」のご利用における手数料率改定のお知らせ」および「ETCカード、QUICPay専用カード、QUICPayモバイルの有効期限更新停止に関するご案内」等に関するレクサスカードの会員規約・規定(以下「規約等」といいます)の改定について、ご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

(1) 対象カード

① 海外ショッピングご利用時の事務手数料の改定について

レクサスカード(個人用)

レクサスカード(法人用)

② カードの紛失・盗難等に関する規定の改定について

レクサスカード(個人用)

レクサスカード(法人用)

レクサス ETC カード(法人用)

③ ショッピング「リボルビング払い」および「回数指定分割払い」のご利用における手数料率改定について

レクサスカード(個人用)

④ ETCカード、QUICPay専用カード、QUICPayモバイルの有効期限更新停止に関する規定の改定について

レクサスカード(個人用)

(2) 効力発生日

2021年10月1日より改定後の規約等が適用となります。

(3) 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等(全文)につきましては、2021年9月頃、<https://info.lexus-fs.jp/agree/index.html>に掲載の予定です。

① 海外ショッピングご利用時の事務手数料の改定について

改定内容に関する施策の詳細は当社お知らせページをご覧ください。(<https://info.lexus-fs.jp/lfs/lnnews/detail.php?id=2393>)

(例*) レクサスカード(個人用) 会員規約 第11条(外貨建利用代金の円への換算)

改定前	改定後(2021年10月1日から)
(前略) 所定レートに、海外取引に関する 事務処理等の費用分 を加算したレートで円換算した円貨により、本人会員は当社に支払うものとします。	(前略) 所定レートに、海外取引に関する 事務手数料 を加算したレートで円換算した円貨により、本人会員は当社に支払うものとします。

*レクサスカード(法人用)の場合、「本人会員」の呼称を「会員」に読み替えてください。

② カードの紛失・盗難等に関する規定の改定について

当社と保険会社との間で締結している保険契約の見直しに伴い、以下のとおり補償サービスに関する記載を変更いたします。

※お客さまに適用される補償内容に変更はございません。

(例*) レクサスカード (個人用) 会員規約 第 15 条第 2 項、第 3 項 (カードの紛失・盗難等)

改定前	改定後 (2021 年 10 月 1 日から)
<p>2. (前略) 所定の紛失・盗難に関する届出書を提出し、保険の適用が認められた場合は、(中略)</p> <p>⑦会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。(後略)</p>	<p>2. (前略) 所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、(中略)</p> <p>⑦会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の方法、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。(後略)</p>
<p>3. 会員は、前項に定める保険の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。</p>	<p>3. 会員は、前項に定める補償の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を所定の方法で、当社または損害保険会社に提出するものとします。</p>

*レクサスカード (法人用) の場合、第 15 条第 3 項は存在していないため、当該箇所の改定はありません。

*レクサス ETC カード (法人用) の場合、第 15 条第 2 項「第 7 号」を「第 5 号」に読み替えてください。また、第 15 条第 3 項は存在していないため、当該箇所の改定はありません。

(例*) レクサスカード (個人用) 会員規約 第 19 条 (会員資格の喪失およびカードの利用停止) 第 5 項

改定前	改定後 (2021 年 10 月 1 日から)
<p>5. (前略) にかかる盗難保険申請手続等、損害発生防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。</p>	<p>5. (前略) にかかる盗難補償に関する手続等、損害発生防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。</p>

*レクサスカード (法人用) およびレクサス ETC カード (法人用) の場合、第 19 条「第 5 項」を「第 4 項」に読み替えてください。

QUICPay 会員規定 第 14 条 (本カードの紛失・盗難等)

改定前	改定後 (2021 年 10 月 1 日から)
<p>本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失・盗難等」に関する規定が準用されるものとし、同規定による保険の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。</p>	<p>本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失・盗難等」に関する規定が準用されるものとし、同規定による補償の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。</p>

③ ショッピング「リボルビング払い」および「回数指定分割払い」のご利用における手数料率改定について

改定内容に関する施策の詳細は当社お知らせページをご覧ください。 (<https://info.lexus-fs.jp/lfslalnews/detail.php?id=2391>)

レクサスカード (個人用) 会員規約 第 35 条 (分割払による支払)

改定前				改定後 (2021 年 10 月 1 日から)			
1. (前略)				1. (前略)			
支払回数	支払期間	実質年率 (%)	利用代金 100 円あたりの手数料金額 (円)	支払回数	支払期間	実質年率 (%)	利用代金 100 円あたりの手数料金額 (円)
3	3 ヶ月	13.20%	2.21	3	3 ヶ月	15.00%	2.52
5	5 ヶ月		3.33	5	5 ヶ月		3.79
6	6 ヶ月		3.89	6	6 ヶ月		4.42
10	10 ヶ月		6.15	10	10 ヶ月		7.01
12	12 ヶ月		7.30	12	12 ヶ月		8.31

15	15ヶ月		9.03	15	15ヶ月		10.29
18	18ヶ月		10.78	18	18ヶ月		12.30
20	20ヶ月		11.95	20	20ヶ月		13.65
24	24ヶ月		14.33	24	24ヶ月		16.37
30	30ヶ月		17.95	30	30ヶ月		20.54
36	36ヶ月		21.65	36	36ヶ月		24.80
※ボーナス併用払の場合、利用代金 100 円あたりの分割払手数料金額は、上記と異なります。				※ボーナス併用払の場合、利用代金 100 円あたりの分割払手数料金額は、上記と異なります。			
2. (前略) <具体的算定例> (お支払の目安) 利用代金 5 万円、10 回払 (13.20%) の場合 ◇分割払手数料 : 50,000 円×(6.15 円 ÷100 円) = 3,075 円 ◇支払総額 : 50,000 円 + 3,075 円 = 53,075 円 ◇月々の支払金 : 53,075 円 ÷ 10 回 = 5,307 円 (初回 5,312 円)				2. (前略) <具体的算定例> (お支払の目安) 利用代金 5 万円、10 回払 (15.00%) の場合 ◇分割払手数料 : 50,000 円×(7.01 円 ÷100 円) = 3,505 円 ◇支払総額 : 50,000 円 + 3,505 円 = 53,505 円 ◇月々の支払金 : 53,505 円 ÷ 10 回 = 5,350 円 (初回 5,355 円)			

*「改定後（2021 年 10 月 1 日から）」の「支払回数 18」「支払期間 18 ヶ月」行に記載の「利用代金 100 円あたりの手数料金額（円）」に「10.30」と記載しておりましたが誤りでしたので、「12.30」へ訂正いたしました。（2021 年 4 月 13 日訂正）

レクサスカード（個人用）会員規約 第 36 条（リボルビング払による支払）

改定前				改定後（2021 年 10 月 1 日から）			
1. (前略) 月利方式により 1.10% を乗じた額（1 円未満の端数は切り捨て）の手数料（ 実質年率 13.20% ）が含まれるものとします。ただし、手数料が弁済金を上回った場合、発生した当該手数料全額を弁済金とするものとします。				1. (前略) 月利方式により 1.25% を乗じた額（1 円未満の端数は切り捨て）の手数料（ 実質年率 15.00% ）が含まれるものとします。ただし、手数料が弁済金を上回った場合、発生した当該手数料全額を弁済金とするものとします。			
2. 前項に定めるリボルビング払の支払コースは以下のとおりとします。				2. 前項に定めるリボルビング払の支払コースは以下のとおりとします。			
支払方式・コース		利用残高ごとの弁済金		支払方式・コース		利用残高ごとの弁済金	
		10 万円以下	10 万円超 10 万円毎の 加算金額			10 万円以下	10 万円超 10 万円毎の 加算金額
残高スライド 方式	Aコース	5,000 円	5,000 円	残高スライド 方式	Aコース	5,000 円	5,000 円
	Bコース	10,000 円	5,000 円		Bコース	10,000 円	5,000 円
	Cコース	10,000 円	10,000 円		Cコース	10,000 円	10,000 円
	Dコース	15,000 円	15,000 円		Dコース	15,000 円	15,000 円
	Eコース	20,000 円	20,000 円		Eコース	20,000 円	20,000 円
定額方式		5,000 円以上 5,000 円単位 で任意の金額（当社所定の場 合は、これと異なる金額となりま す。）		定額方式		5,000 円以上 5,000 円単位 で任意の金額（当社所定の場 合は、これと異なる金額となりま す。）	
※当社所定の場合または会員からのコース選択がない場合は残高スライド方式の A コース等所定の支払コースによるお支払いとなります。 <具体的算定例> 利用残高 10 万円、弁済金 5 千円 月利 1.10% （ 実質年率 13.20% ）の場合 ◇手数料充当分 : 100,000 円× 1.10% = 1,100 円 ◇元本充当分 : 5,000 円 - 1,100 円 = 3,900 円				※当社所定の場合または会員からのコース選択がない場合は残高スライド方式の A コース等所定の支払コースによるお支払いとなります。 <具体的算定例> 利用残高 10 万円、弁済金 5 千円 月利 1.25% （ 実質年率 15.00% ）の場合 ◇手数料充当分 : 100,000 円× 1.25% = 1,250 円 ◇元本充当分 : 5,000 円 - 1,250 円 = 3,750 円			

④ ETCカード、QUICPay専用カード、QUICPayモバイルの有効期限更新停止に関する規定の改定について

改定内容に関する施策の詳細は当社お知らせページをご覧ください。(<https://info.lexus-fs.jp/lfslalnews/detail.php?id=2395>)

◆ QUICPay 会員規定 第 5 条（有効期限、更新）第 2 項

改定前	改定後（2021年10月1日から）
2. 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPay会員のうち、当社が審査のうえ、引き続きQUICPay会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を発行します。	2. 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPay会員のうち、当社が審査のうえ、引き続きQUICPay会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を発行します。 なお、本カードの有効期限の13ヶ月前に属する月の1日から有効期限の2ヶ月前に属する月の末日までに本決済システムの利用がない場合、当社はQUICPay会員へ通知のうえ、更新カードを送付しないことができるものとします。

◆ QUICPay 会員規定 第 13 条（QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等）第 3 項第 3 号

改定前	改定後（2021年10月1日から）
(3) 本カードの最終使用日より当社が定める一定期間本決済システムの利用がない場合。	(3) 本カードの最終使用日より当社が定める一定期間本決済システムの利用がない場合（ 第 5 条第 2 項なお書に基づき更新カードを送付しない場合を含む ）。

◆ ETC CARD 利用規定 第 10 条（ETCカードの有効期限）第 2 項

改定前	改定後（2021年10月1日から）
2.（前略）カード（以下「更新カード」という）を送付します。	2.（前略）カード（以下「更新カード」という）を送付します。 なお、ETCカードの有効期限の13ヶ月前に属する月の1日から有効期限の2ヶ月前に属する月の末日までにETCカードの利用がない場合、当社は会員へ通知のうえ、更新カードを送付しないことができるものとします。

以上